

遠野市給水量の認定に関する取扱規程

平成17年10月1日
水道事業管理規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、遠野市水道事業給水条例（平成17年遠野市条例第149号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき、給水量を認定する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(認定給水量)

第2条 条例第19条第1項に掲げる理由により認定する給水量は、次のとおりとする。

- (1) 認定する月の前3回における給水量の平均給水量（以下「平均給水量」という。）
- (2) 前号の平均給水量を算定する場合に認定による給水量があるとき、又は平均給水量を認定の給水量とすることが不適当と認められるときは、前年同期における給水量
- (3) 前2号により認定することができないときは、使用の業態、家族数、前回の給水量その他の事実を考慮して認定する給水量

(適用除外)

第3条 使用者が給水装置の管理について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、前条の規定は適用しない。

- (1) 使用者が漏水の事実を容易に認識できるにもかかわらず、修理依頼を怠ったとき。
- (2) 使用者が漏水の通告をされたにもかかわらず、1月以上使用者の都合で修理を延期したとき。
- (3) その他使用者が善良な管理義務を怠ったと認められるとき。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。